

<研究ノート>

1860年代のフェーダ教区における土地整理

佐藤 睦 朗

1. はじめに

スウェーデン農業史・農村史において、土地整理（エンクロージャー：jordskifte）は18～19世紀の農業革命を象徴する農業改良事業として多くの文献で取り上げられ、膨大な数の研究が蓄積されている¹。そこでは、主に18世紀前半までに規則的な形状の開放耕地制が定着していた村を対象として、混在耕地制の解消や共有地分割の進行などの考察がなされている。こうした研究により、近代スウェーデンにおける農村共同体の解体や農業景観の変容が明らかにされており、その研究成果は、国際的にみても高い研究水準であるといえる²。

このように開放耕地制村落での土地整理に関する研究蓄積が進んだ一方で、開放耕地制が未成熟ないしは欠如していた村での動向については、十分に検討されたとは言い難い状況にある³。このため、開放耕地制の存在を前提とした論考が中心となってしまう、土地整理をめぐる議論がやや一面的になっていると思われる。この研究史上の空白領域を埋めるべく、筆者はウステルユートランド（Östergötland）地方中部に位置するフェーダ（Skeda）教区を対象とした、18世紀後半から19世紀後半にかけての多様な土地整理の在り方を考察する論稿を予定しているが、本稿ではその手始めとして、1860年代の同教区における2つの村での土地整理を取り上げて、開放耕地制の解消とは異なる側面について検討することにした。

本稿で取り上げる村は、ガータン（Gatan）村（Gataと記載される場合もある）とインイエボ（Ingebo）村である。いずれの村でも、1860年代に入るまで孤立農場とそれに付属するトルプ（torp：小作地）および小屋住み（backstugusittare）用の居住小屋（backstuga：直訳すると「不毛地の小屋」）のみが存在し、複数の農家からなる集落は形成されておらず、したがって混在耕地制や耕地強制は欠如していたと考えられる。土地整理については、両村とも第1次の大農地分合（Storskifte）および第2次の法定農地分合（Enskifte）を経ることなく、第3次である法定農地分合（Laga skifte）が1860年代半ばに実施されている。この2つの小村における法定農地分合の背景および結果について史的に考察して、開放耕地制村落での動向とは異なる土地整理の実態を明らかにすることが、本稿の課題となる。

使用する主な史料は、測地庁（Lantmäteriet：2008年に測地局 Lantmäteriverket から改組・改

称)が開設している「歴史地図」(Historiska kator)サイトで公開されている村落図や土地整理文書である⁴。また、土地の所有や賃借に関する事項については、ヴァッドステーナ地方史料館(Landsarkivet i Vadstena)所蔵の未刊行史料である「人頭税帳簿」(Mantalslängder)と「不動産税登録簿」(Fastighetstaxeringslängder)を史料として用いることにする⁵。さらに、社会階層や個人史に関する情報は、国立史料館(Riksarkivet)の「電子化史料閲覧室」で公開されている教会簿冊(kyrkoböcker)の画像と、教会簿冊のデータベース版である「インディコ」(Indiko)に依拠している⁶。

2. ガータン村での事例

フェーダ教区の北西部は、太陽制地割(solskifte:太陽分割制と訳す場合もある)と呼ばれる規則的な形状の開放耕地制が18世紀半ばまでに広範に定着した平野部に属している⁷。ガータン村は、この平野部の南端から5kmほど南の場所にあり、平野部と森林地帯の間にある中間地帯に位置する。1862年まで1/4マンタル(mantal)⁸農場が1戸のほか、3軒のトルブが存在していた。

ガータン村については、1724年に徴税のために作成された村落図(図1-a,b)が残されている。この地図からは、2~5の番号が記載された部分のみに不規則な形状の地条からなる耕地があり、残りは採草地(äng)や放牧地などであったことがわかる。同教区の北側に隣接するスラカ(Slaka)教区の村落では、17世紀末の段階で開放耕地制が定着していたのとは対照的に、18世紀前半のガータン村は原初村落の様相を呈していたのである⁹。

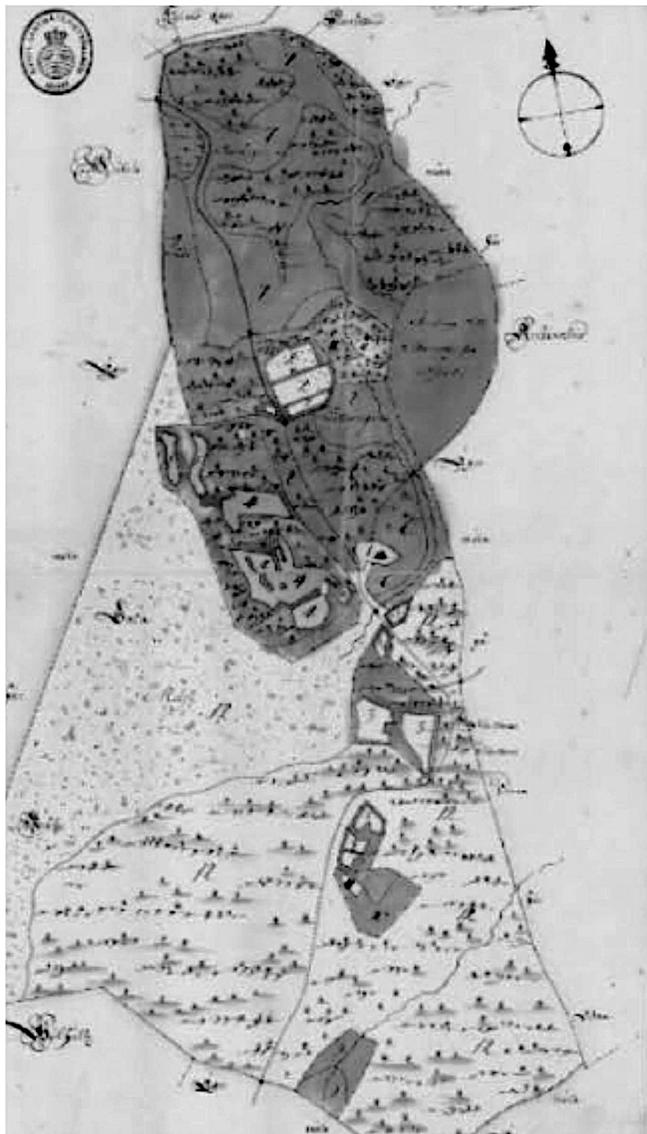
1724年段階での耕地は約3ヘクタールで、その約4倍にあたる12ヘクタールが採草地であった。その後採草地が耕地化されたことにより、1865年に土地整理が行われた段階での耕地面積は約10.3ヘクタールまで拡大したが、放牧地や森林の採草地化も進行したため、耕地面積に2倍を超える約23ヘクタールの採草地が依然として残されていた¹⁰。このため、19世紀後半においても、開墾の余地が多く残された、未成熟な農業景観の村であったと考えられる¹¹。

このように開放耕地制や集落が欠如していたガータン村で、1865年に法定農地分合を実施することになった背景として、その2年前に行われた農場分割が挙げられる。1833年に義父から1/4マンタル農場の経営を引き継いだヨナス・サミュエルソン(Jonas Samuelsson)は、農場に付属していたトルブの1つであったダーレン(Dahlen)を、1863年にトルパレ(torpare:小作人)であったサミュエル・グスタフ・パーション(Samuel Gustaf Persson)に売却した。その際に、開墾に伴って農場としての担税能力が備わっていると認定され、トルブ:ダーレンは1/30マンタルの零細農場に格上げとなり、パーションは43歳にして下層民のトルパレから晴れて農民へととなっている(図2は、トルブが2/60マンタル農場になったことと、トルパレが農民となったことを示す『家庭内諮問記録簿』の記述である)¹²。一方、旧1/4マンタル農場は、13/60マンタルに変更されている。このように1863年になってはじめて2戸の農民屋敷

が存在することになったため、農場間で農地の境界線を画定させる必要が生じたのである。

図3は、1865年に法定農地分合が行われた際に作成された村落図である。この村落図からは、図1の1724年に比べて、村の中央部分のほかに北側や南側にも耕地が広がっていること、および南端の部分（図3-(b)でBと記載されている部分）に1/30マントール農場の農地が集約されたことがわかる¹³。このためガータン村の土地整理は、混在耕地制の解消や共有地分割を志向したものではなく、耕地面積の拡大に伴う農場分割に際して、耕地や採草地、放牧地などの所有地の境界を両農場間で画定させるために実施されたと解釈できよう。

図1 1724年のガータン村の村落図
(a) 村全体



(b) 村の中央部分の拡大図



典拠：Lantmäteristyrelsens arkiv, Skeda socken nr.1 Gatan, skattningsberedning (1724), Historiska kartor.

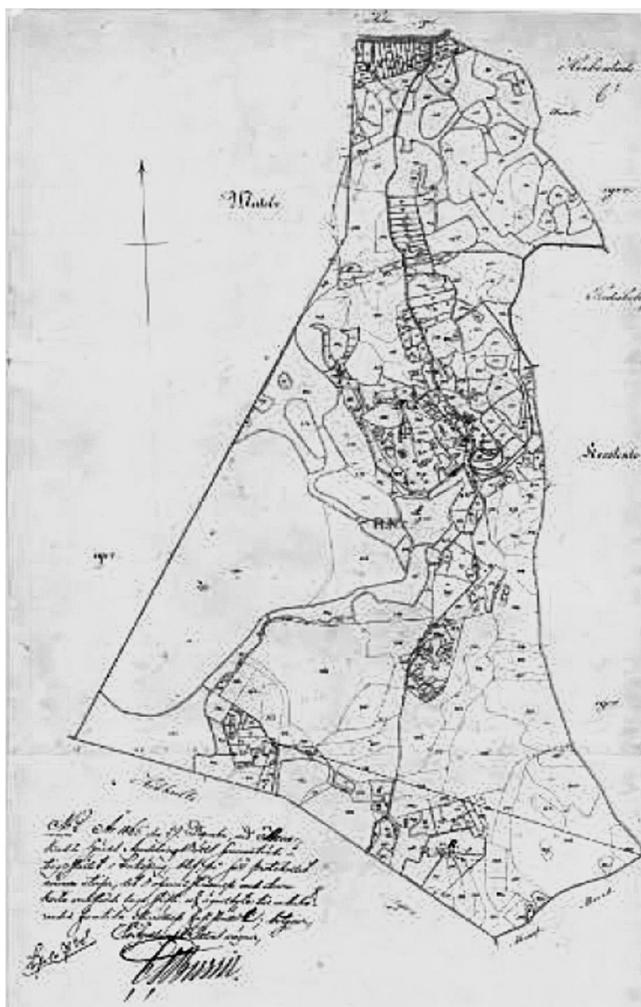
図2 トルプ：ダーレンの農場化を示す『家庭内諮問記録簿』の記述

235 Gatte era

	Personernas namn, stånd, embete, yrke och näringsfång, (backstuga-, inhyses- och fattighjon), nationalitet (om främmande), lyten (svagsinta, blinda, döfstumma).	Födelse-		
		År.	Mån. och dag.	Ort, (Socken i Län, Stad.)
1.	Eger Samuel Gatte af prästgården Laga Samuel Gatte af prästgården	1820	26/6	Reina
2.	Dukt. Anna Lili, Sadeudatter	-20	27/12	Hagerstad

典拠：Husförhörslängder AI : 21 (1861-1866) i Skeda, Riksarkivet (Digital forskarsalen).

図3 ガータン村の法定農地分合図 (1865年)
(a) 村全体



(b) 村の南端部分の拡大図



典拠：Lantmäterimyndigheternas arkiv, 05-SKA-129 (Laga skifte, 1865), Historiska kartor.

3. インイエボ村での事例

インイエボ村は、ガータン村と同様に中間地帯に位置しているが、ガータン村よりも平野部に近い場所にある。この村の19世紀半ばよりも前の地図は残されておらず、したがって19世紀前半までの土地利用状況や耕地の形状などを史料的に確認することはできない。とはいえ、1864年までは1/2マントール農場が1戸だけ存在し、それ以外は10軒前後のトルブと居住小屋が農場に付属しているだけであった¹⁴ことから、19世紀半ばまで一貫して農民に対する耕地強制や共同体規制は欠如していたとみて大過はないであろう。

1/2マントール農場は、1830年までは非農民層の軍関係者によって所有されていたが、1831年に農民のハンス・ラーション (Hans Larsson) によって購入された。1840年にラーションが68歳で亡くなった後、農場所有権は彼の寡婦と2人の娘婿の合計3人の間で分割されたものの、農場分割を回避するために、所有者間での賃借を通じて、表1にあるように、耕作単位としては1/2マントール農場として1860年代に入るまで維持された。

だが、1865年から翌年にかけて、ハンス・ラーションの孫たちの間で分割相続が行われ、1/2

マンタール農場は、1/4 マンタール農場1戸、1/8 マンタール農場1戸、そして1/16 マンタール農場2戸の合計4農場に分裂した。この際、ファルパン (Skärpan) とグリンドストゥーガン (Grindstugan) の2つのトルプが1/16 マンタール農場に格上げとなっている。さらに、1867年には1/16 マンタール農場の1つを相続したパール・アウグスト・ラーション (Per August Larsson: ハンス・ラーションの孫の1人) から、トルパレだったグスターヴ・フレドリック・ペッテション (Gustaf Fredrik Petersson) が4/144 マンタール分の農地を分離購入して農民となったことにより、5/144 マンタール (Norrgård: 北農場) と4/144 マンタール (Lillgård: 小農場) の2つの零細農場が新たに形成された¹⁵。このような農場分割の進行により、表1にも示されている通り、19世紀後半にはインイエボ村は小村から5戸の農民農場が存在する、比較的規模の大きい村に変容した。こうした動きと並行するかたちで、1866年に法定農地分合が実施されたのである。

図4と図5は、それぞれこの法定農地分合の際に作成された地図と農地配分の記録である。土地整理文書における農地配分に関する記載では、各農場のマンタール数値と農場所有者名が明記されるのが通例である。だが、図5で示した史料からは、マンタールではなく配分比率 (1/2, 1/4, 1/8, 1/8, の各数字。一番下の1/2はマンタールの数値) が書かれていること、またAとBには農場所有者の名前 (AはC.J.Samuelsson, BはWilhelm Larsson) の記載があるものの、CとDは上述のトルプ名 (Skärpan と Grindstugan) のみが記載され、農場所有者名は書かれていないことがわかる¹⁶。これは、まだ正式な農場分割が行われる前の段階に土地整理が行われたことを示していると考えられる。

この法定農地分合が完了した後で、上述の通り1/4 マンタール農場 (図4のA)、1/8 マンタール農場 (同B)、1/8 マンタール農場 (旧トルプ: ファルパン, 図4のC)、そして1/8 マンタール農場 (旧トルプ: ファルパン, 図4のD) に正式に分割された。さらに耕地・採草場が2筆に分かれた旧ファルパンの1/16 マンタール農場 (図4の村落図北側にある2か所のC) が、1867年に5/144 マンタールの北農場と4/144 マンタールの小農場に分割されている¹⁷。

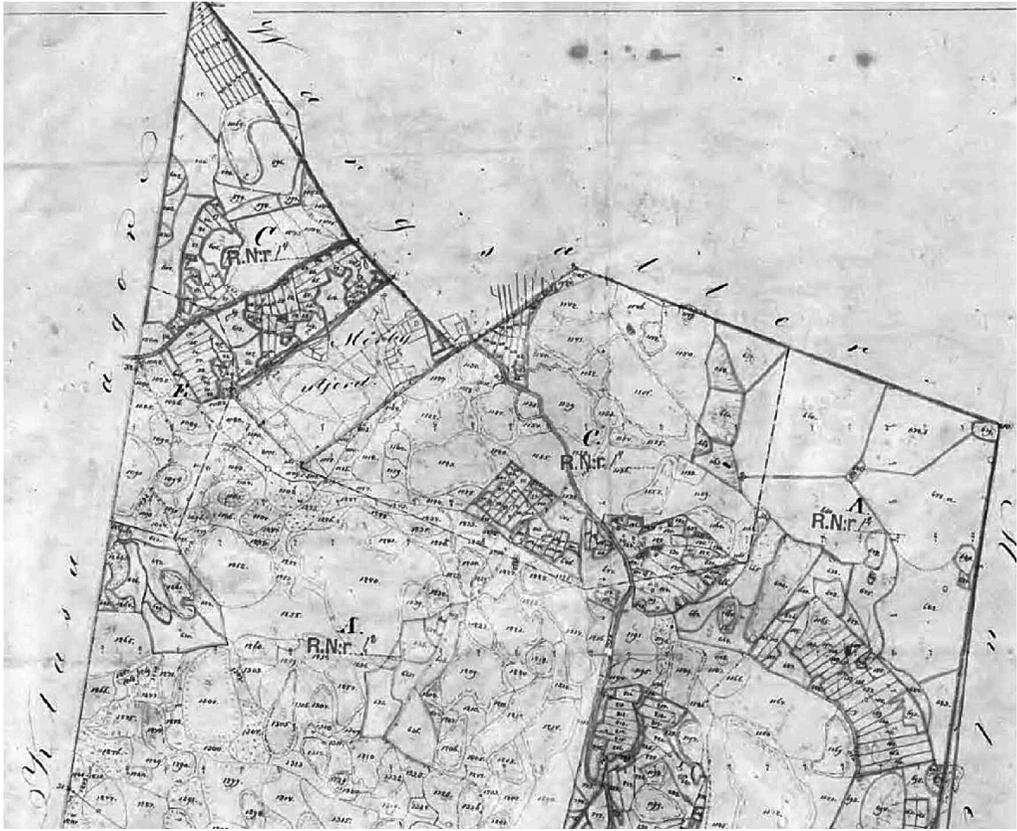
このようにインイエボ村での法定農地分合も、上述のガータン村での事例と同様に農場分割との関連から実施されたとみて大過はないであろう。ガータン村は農場分割を受けて法定農地分合が行われたのに対して、インイエボ村の場合は、農場分割を実施する条件を整えるために行われた点で相違点はあるものの、トルプの農場化という共通の動向をふまえると、インイエボ村の法定農地分合も、開墾に伴う農場分割への対応としての土地整理であったといえよう。

表1 インイエボ村での農場のマンタール数値の変遷 (所有単位と耕作単位): 1830～1880年

1830年		1840年		1850年		1860年		1870年		1880年	
所有単位	耕作単位	所有単位	耕作単位								
1/2	1/2	1/2	1/2	1/6	1/2	1/4	1/2	1/4	1/4	1/4	1/4
				1/6		1/4		1/8	1/8	1/8	1/8
				1/6				1/16	1/16	1/16	1/16
								5/144	5/144	5/144	5/144
								4/144	4/144	4/144	4/144

典拠: Mantals- och taxeringslängder 1830-1880, Landsarkivet i Vadstena.

(b) 村の北端部分の拡大



典拠：Lantmäterimyndigheternas arkiv, 05-SKA-130 (Laga skifte, 1866), Historiska kartor

図5 インイエボ村での法定農地分合文書における農地配分に関する記述

A	3	C. J. Samuelsson	156	54	10	112	03	00	308	57	46
B	4	Wilhelm Larsson	78	04	45	58	58	36	130	62	81
C	5	Larsson	43	75	27	21	21	30	64	96	57
D	6	Grundstugan	27	08	25	30	38	71	57	36	96
E	7	Grundstugan	7	18	53	2	92	81	10	11	34
F	8	Summa	312	60	50	225	04	64	537	65	14

典拠：Lantmäterimyndigheternas arkiv, 05-SKA-130 (Laga skifte, 1866), Historiska kartor.

4. おわりに

本稿では、フェーダ教区での多様な土地整理の在り方を考察する手始めとして、2つの小村での1860年代における第3次土地整理（法定農地分合）について検討した。通説では、開放耕地制や農村共同体を最終的に解体した過程として把握されている法定農地分合であるが、ガータン村とインイエボ村の事例からは、これとは明らかに異なる状況がみてとれる。両村とも、1860年代初めまで農民農場が1戸だけであり、開放耕地制や耕地強制は未発達ないしは欠如していたことから、開放耕地制や農村共同体の解体のためではなく、耕地面積の拡大に伴う農場分割の進行への対応として、各農家の所有地の境界を画定させるために法定農地分合を行ったとみるのが妥当であろう。

本稿で扱った2小村の土地整理はやや特殊な事例であり、必ずしも一般化できるようなものではない。とはいえ、19世紀後半においても開墾の余地を残していたスウェーデン農村社会の一つの重要な側面を反映した事例であることも確かであり、看過しえない土地整理（エンクロージャー）の一類型であると思われる。

こうした本稿での考察をふまえて、対象範囲を18世紀半ばから19世紀末までのフェーダ教区全体の村々に拡げて史料分析を行い、18～19世紀スウェーデンにおける土地整理の多様性について検討することが、次の課題となる。

注

- 1 スウェーデンにおける土地整理（エンクロージャー）の概要については、拙稿「18-19世紀のスウェーデンにおける農業革命」『経済貿易研究』第37号（2011年）、93-102頁。スウェーデンでの土地整理に関する研究史については、別稿にてまとめる予定である。
- 2 スウェーデンでの土地整理研究の成果について、今世紀に入って英語文献として発表されるケースが増えている。比較的新しい英語文献として、Carl-Johan Gadd, "The agricultural revolution in Sweden", in Janken Myrdal & Mats Morell (eds), *The Agrarian History of Sweden 4000 bc to ad 2000*, Lund: Nordic Academic Press 2011, pp.118-164; Lars Nyström & Erik Hallberg, "Two parallel systems: the political economy of enclosures and open fields on the plains of Västergötland, Western Sweden, 1805-65", *Historia Agraria* 76 (2018), pp.221-258; Lars Nyström, "Scattered Land, Scattered Risks? Harvest Variations on Open Fields and Enclosed Land in Southern Sweden c. 1750-1850", *Research in Economic History* 35 (2019), pp. 165-202.
- 3 規則的な形状の開放耕地制村落以外の村での土地整理について分析した研究が皆無というわけではない。一例として、Karl-Henrik Pettersson, *Groveda. Om en bondgårds ekonomiska historia 1786-1950*, Stockholm: Kungl. Skogs- och Lantbruksakademien 2002, s.55-75.
- 4 「歴史地図」については、拙稿「18世紀のフェーダ教区における開放耕地制」『（神奈川大学）商経論叢』第55号第1・2巻合併号（2019年）、69頁。
- 5 Mantals- och taxeringslängder 1830-1880, Landsarkivet i Vadstena.
- 6 教会簿冊とその電子化については、拙稿「スウェーデン農村史・農業史研究における電子化史料」『北

- 欧史研究』第35号(2018年), 145-146頁。なお、インディコ (Indiko) の管轄を行ってきた「人口学データベース」(Demografiska databasen) が、ユーメオ (Umeå) 大学の「人口学・老化研究センター」(CEDAR) のなかに組み込まれたことから、インディコの管轄主体は、現在ではCEDARとなっている。
- 7 フェーダ教区の農業景観については、拙稿「18-19世紀のフェーダ教区における農業景観」『経済貿易研究』第40号(2014年), 79-96頁。
 - 8 マンタールとは、農民の租税負担義務と権利の基準となった数値のことで、農場のおおまかな所有・経営規模を示している。19世紀においては、概ね1/4マンタールが標準的な中規模農民農場であった。ただし、村によって実際の農地面積には大きな差異があり、一概には判断できない側面もある。マンタールについては、拙稿「19世紀東中部スウェーデンにおける農場分割—フェーダ教区の農民農場を対象とした考察：1820~1890年—」『(神奈川大学) 商経論叢』第39巻第3号(2004年), 37-54頁。なお、トルパレをはじめ、農村下層民が耕作する農地にはマンタール数値の指定はなく、したがって地租などの主要な租税は農村下層民には課せられない一方で、教区会議 (sockenstämma) や1865年までの四身分制議会 (Riksdag) への代表者選出選挙などへの参加といった自営農民層が享受していた諸権利は、農村下層民には与えられなかった。
 - 9 スラーカ教区での開放耕地制村落については、前掲拙稿「18世紀のフェーダ教区における開放耕地制」69-72頁。フェーダ教区における原初的な村落については、拙稿「フェーダ教区における原初村落—1789~1843年—」『経済貿易研究』第28号(2002年), 95-107頁。
 - 10 Lantmäterimyndigheternas arkiv, 05-SKA-129 (Laga skifte, 1865), Historiska kartor.
 - 11 18~19世紀スウェーデンおよびフェーダ教区における開墾については、拙稿「東中部スウェーデンにおける農業景観と開墾—フェーダ教区を対象とした—考察：1769~1874年」『(神奈川大学) 商経論叢』第37巻第2号(2001年), 169-189頁。
 - 12 Mantals- och taxeringslängder 1830-1870, Landsarkivet i Vadstena; Husförhörslängder AI : 21 (1861-1866) i Skeda, Riksarkivet (Digital forskarsalen). 図2の『家庭内諮問記録簿』の頁では、「Torpet Dahlen」が二重線で削除されたうえで、2/60というマンタールの数値が新たに書き加えられている。また、パーシヨンの階層名に関連して、「Torp (are)」が削除されて、農場所有者を意味する「Eg (are)」が追記されている。もっとも、パーシヨンは農民となった翌年、1864年に44歳で病死している。パーシヨンの名前の部分に斜線があるのは、彼が亡くなったことと、寡婦となったアンナ・リーサ・アンデルスドッテル (Anna Lisa Andersdotter) が所有者となったことを示している。
 - 13 この事例のように、村の周辺に位置した旧トルブが切り売りされて、零細・小農場として親農場から分離する傾向は、スウェーデン東南部にあるスモーランド (Småland) 地方やブレーキンゲ (Blekinge) 地方、あるいは南部スコーネ (Skåne) 地方などの森林地帯において顕著であった。Christer Persson, *Jorden, bonden och hans familj. En studie av bondejordbruket i en socken i norra Småland under 1800-talet, med särskild hänsyn till jordägare, sysselsättning och familje- och hushållsbildning*, Stockholm: Stockholms universitet 1992, s.195-197; Olle Sjösåter, *Från torpare till hemmansägare : studier kring hemmansklyvningar och torpareflyttningar i Blekinge under sent 1800-tal*, Växjö: Växjö universitet 1992; Christer Persson, *Regionala och lokala variationer i hemmansklyvning i Sverige under 1700- och 1800-talen*, Stockholm: Stockholms universitet (Kulturgeografiskt seminarium 5/96) 1996, s.65-66.
 - 14 Mantals- och taxeringslängder 1830-1865, Landsarkivet i Vadstena.
 - 15 Mantals- och taxeringslängder 1860-1870, Landsarkivet i Vadstena; Husförhörslängder AI : 21 (1861-1866) i Skeda, Riksarkivet (Digital forskarsalen).
 - 16 図5のEは、擲弾兵トルブ (Granadiertorpet) と記載されている。これは、通常兵士トルブ (soldattorp) と呼ばれものである。スウェーデンでは、1682年以来、「割当兵制」(inderlningsverket) と呼ばれる、各軍区 (rote : 通常は2マンタールで1軍区を形成) で1名の歩兵とその家族が生活の糧を得るためのトルブ供出義務を農民層が1901年まで負っていた。インイエボ村は、そのような兵士

トルブを提供する責務を負っていたとみられる。割当兵制については、Carl-Johan Gadd, *Den agrara revolutionen 1700-1870*, Stockholm: Natur och Kultur/LTs förlag 2000, s.45-47, 91-92.

- 17 Mantals- och taxeringslängder 1860-1870, Landsarkivet i Vadstena; Husförhörslängder AI : 21 (1861-1866) i Skeda, Riksarkivet (Digital forskarsalen); Lantmäterimyndigheternas arkiv, 05-SKA-130 (Laga skifte, 1866), Historiska kartor.